

令和4年1月13日

市小中学校
保護者の皆様へ

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
〈公印省略〉

臨時休業延長とオンライン授業の実施について（お知らせ）

時下、平素より本市の感染症対策へのご理解とご協力に感謝申し上げます。
さて、県内で新型コロナウイルスの感染が依然として続いている状況です。これを踏まえ市内の小中学校について下記の通り臨時休業の延長を行います。
これにともない児童生徒の安心・安全と学びの保障を確保するため各学校の実態の応じた方法でオンライン授業および課題学習を進めます。
引き続きの対応で、ご家庭へご負担をおかけしますが、早期の収束に向け本措置へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 期間

- ・令和4年1月17日（月）～21日（金） **臨時休業の延長**

※「午前」は「オンライン授業」、「午後」は「課題学習等」を実施します。
その他の詳細については各学校よりお知らせします。
※中学3年生については、各学校から連絡を受けてご対応をお願いします。

2 休業延長の理由

- ・県内及び市内での感染拡大抑制のため。

3 その他

- ・休業中の児童生徒は、原則自宅待機です。不要不急の外出の自粛を徹底してください。
- ・中学校の部活動、小学校スポーツ少年団の活動は、引き続き停止とします。
- ・児童生徒が濃厚接触者・接触者となった場合、速やかに学校へご連絡ください。
- ・発熱や風邪症状がある場合、医療機関の受診をお願いいたします。
- ・「糸満市立学校感染防止対策ガイドライン」及び各学校のガイドラインに沿って感染防止対策の徹底をお願いいたします。

4. いじめ・誹謗中傷の防止について

- ・感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見などは、決して許されません。
- ・正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

本件の問い合わせ 糸満市教育委員会学校教育課 TEL 098-840-8165